

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

福祉有償運送が法定化へ -道路運送法改正案が衆院通過-

4 月 18 日、NPO による自家用車を使ったボランティア移送を法的に認める道路運送法が、衆院本会議で与野党全会派の賛成で可決されました。

今後法案は、参院での審議を経て6月18日までの会期中に可決成立する見通しです。法案が成立すれば、施行日の10月1日から全国で自家用車(セダン型乗用車)による「有償」運送が認められることになります。

国会審議の概要

-局長答弁「単に社会通念的な謝金の収受は有償と解さない」-

4 月 14 日の衆院国土交通委員会で、道路運送法改正案について参考人質疑と法案審議が行われました。同日、全会派の賛成で改正案は採択され、18 日に本会議に報告されました。

参考人質疑では、昨年開かれた「NPO 等によるボランティア有償運送検討小委員会」の委員の研究者やボランティア移送団体代表らが、それぞれ主に次のように意見を述べました。

研究者は、①「移動困難者」の移動手段の確保の必要性、②タクシー業界代表がタクシーの公共交通としての意義と白タクの禁止など、ボランティア移送団体代表は、①ボランティア移送を必要とした小委員会報告の尊重、②わずかな

改正法案の主な内容

①「自家用有償旅客運送」制度の創設

自家用車を共同で使用する場合、これまでは国交大臣の許可が必要だったが、改正法(78 条)では自家用車による「有償運送」を三つの場合(i.災害緊急時 ii.市町村や NPO 法人などが「自家用有償旅客運送」、iii.公共の福祉のために大臣の許可を得て地域または期間限定で行う)に認める。特に「自家用有償旅客運送」を行うものは国交大臣の登録を受ける(79 条)。

② コミュニティバスや乗り合いタクシーの承認

これまでのバスやタクシーなどの「運送事業」(営業車[緑ナンバー])の規制を緩和し、コミュニティバスや乗り合いタクシーを認め、関係者の合意で運賃等は届出制(現行は上限運賃等の認可制)にする。

謝金で助け合いとして運送を行っている任意団体の活動を道路運送法の適用外とし救済することなど、そしてタクシー運転手の労働組合代表は、ボランティア移送といえども安全の確保の必要性など、を主張しました。

法案質疑の中で与野党各委員は、地方公共団体やタクシー事業者、住民などが協議し合意の場として位置づけられている「運営協議会」が全国でまだ 200 程度しか設置されていない点を

指摘し、透析患者の助け合いによる通院送迎の例を挙げるなどしてこれまでの「ガイドライン」が今後政省令に委ねられ、ボランティア活動を萎縮させることがないよう求める発言がありました。

これに対し、国土交通局長は答弁で、「運営協議会」は地方公共団体が今後法律にもとづき開催すること、また、有償性の判断については、「個別具体的な事例に即して行う必要があると

考えており、単に社会通念上相手方の行為に対する謝礼としての意味にとどまるような金銭の収受が行われたに過ぎないようなケースは、これまでもガイドラインで示してきたとおり、有償による輸送とは解さない」と述べました。

法案成立後に政省令や通知など細部が決定されていくため、今後、参院での審議とあわせ国会や国交省の動向に注目しつつ要望していく必要があります。

ボランティア移送団体の動きと今後の見通し

全腎協は、国交省との話し合いのほか、法案が国会に提出されてからは国会議員にも要介護透析患者の実情や通院送迎事業の存続を訴えてきました。また他のボランティア移送団体の全国4組織は連名で、国交省と厚労省に対し任意団体の活動救済や運転者にヘルパー資格を求めないことなど6項目の

要望書を提出しました。

政省令は、遅くとも7月上旬には決定されるものと見られます。すでにNPOによる福祉有償運送の準備を進めている団体は、改正法でそのまま「自家用有償旅客運送」とされる見込みです。

福祉有償運送許可の車両は「自家用」自動車保険

道路運送法80条許可（福祉有償運送）によるボランティア自家用車の保険については、「自家用」ではなく「営業用」とする保険会社があり現場で混乱していました。

4月17日、(株)損害保険ジャパンは福祉有償運送として80条許可を得て使用される自動車については「自家用」の自動車保険で取り扱うことにする、とした通知を各営業所等に出しました。

この知らせを寄せてくれた練馬すずらの会伊藤事務局長（全国移動ネット理事）は、これまでボランティア活動に「営業用」自動車保険を当てはめることに異議を唱え、各保険会社と直接交渉を重ねてきました。今回の動きを受け「自家用」でよいとする他社が増えていくことを期待したい、とコメントしています。

各地のトピックス

各地で福祉有償運送 80 条の許可

-サポート室蘭、山形移動サポート、コスモスの会、さわやか北九州-

各地の送迎事業所から「福祉有償運送」80 条許可をうけた知らせが続々と寄せられています。

「さわやか」北九州は、4 月 1 日、九州運輸局から許可を受けました。北九州市は「セダン特区」となっており、「さわやか」は、

10 月の改正道路運送法の施行を待たず、自家用車による移送事業を展開することになります。この他、「山形移動サポート」が 3 月 31 日付けで、また、「コスモスの会」(神奈川)や「サポート室蘭」もそれぞれ福祉有償運送の許可を受けました。

玄々堂でボランティア送迎活動の停止を検討

玄々堂君津腎友会(千葉)は、寄付金を運営費用とする活動が法的に問題が生じる可能性があるため、今後の運営のあり方を検討し平成 18 年 7 月末で活動を停止することを決めました。

玄々堂では、利用寄付として一回 500 円(年会費 1000 円)で 2001 年 12 月からボラ

ンティア送迎を行ってきました。4 月から寄付金制を中止し全くの「無償」にしました。有償運送への転換も検討してきましたが、友誼団体の協力も困難な様子から通院支援活動を中止せざるを得ないとの結論にいたりしました。7 月 9 日の総会で最終的な確認をす

事務局から

国会要請については、送迎団体のみなさんの現場の生の声を寄せてくださりありがとうございました。「無償」ボランティア送迎は、国会審議のなかで国土交通局長から「単なる社会通念的謝金の収受は有償とは解さない」という答弁を再び引き出すことができました。しかし、全腎協が国交省担当課と直接交渉した際の説明や、地域の現場で起きている例え 100 円の利用寄付金であっても料金表の提示で金銭の収受があれば「有償」とみなされ国交省(運輸局)から指導される状況から、「無償」運送の継続には依然緊迫した状況が続くものと見られます。

全腎協は、4 月 27 日に緊急に今後の移送事業のあり方について、送迎団体関係者も含め話し合うことを決め、無償・有償運送それぞれの課題や懸念点について引き続き国会要請や厚労省に対しても交渉を行っていく予定です。

資料 1 国会答弁「単に社会通念的な謝金の収受は有償と解さない」部分の頁

衆院の会議録全体は、http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm から 4 月 14 日(第 13 号)で読むことも可能です。

資料 2 2005 年度移送実績一覧

介護タクシーの普及で正式に活動停止・休止となった事業所がある一方で、年間 1 万回を超える送迎サービスを提供している事業所が今回は 7 箇所に増えました。